

東京二十三区清掃一部事務組合 一般廃棄物処理基本計画改定検討委員会
(第7回) 会議要録

- 1 日 時 令和2年12月14日(月) 午後1時50分～午後2時30分
- 2 場 所 東京区政会館 20階 203会議室
- 3 出席者 委員11名(うち、代理出席1名) 2名欠席
- 4 傍聴者 なし(新型コロナウイルス感染拡大防止のため、傍聴中止)
- 5 議 事 1 (1) 一般廃棄物処理基本計画(原案)における最終処分量の変更について
(2) パブリックコメント意見概要及び清掃一組の考えについて
(3) 議事(1)・(2)以外の変更箇所について
2 その他

6 会議経過

議事1

(1) 一般廃棄物処理基本計画(原案)における最終処分量の変更について

事務局：【検討資料1・2、参考資料】を用いて説明。

委員：最終処分場を管理している東京都の立場からすると、焼却灰の資源化を最大限実施していただくことが重要であるという考えは変わらないため、原案から資源化計画量が縮小されることは極めて残念である。

しかしながら、今年、来年度まで続くと想定される新型コロナウイルス感染症対策に伴う各区の財政状況の厳しさは等しく理解できる。今回については、本案で了承したいと思うが、このような状況がずっと続く訳ではなく、23区でもごみの減量施策及びリサイクル技術の向上により最終処分量の削減に向けた取組をされると伺っているので、そちらとも連携の下で、グラフの隙間を少しでも小さくしていくような努力を継続して欲しい。資源化施設の受入枠を押さえることも苦勞していると聞いているが、計画の令和16年年度の資源化量の16万2千トンに拘らず、受入枠を確保できるのであれば、上方修正していただきたい。

委員長：清掃一組としても、今年度の歳入が37億円程の減となる見込みである。また来年度も一般廃棄物処理手数料や売電収入の減収が見込まれる。とはいえ、減収分を全て23区に分担金としていただく訳にはいかないの、清掃一組としても歳出の削減に努めている。

しかし、ご存知のように清掃工場の定期補修工事等を行わない訳にはいかず、計画的に削減できる事業は灰の資源化になる。特に令和4年度も令和3年度に合わせた資源化量としており、計画上11億円程の支出を抑えることができる。

令和4年度までは、なんとかこの計画で進め、その後、可能であれば、計画よりさらに資源化を進めていきたいと考えている。

委員：焼却灰の資源化計画で、世田谷清掃工場の溶融スラグの量は何年度まで計画しているのか。

事務局：【検討資料1】の図-2の焼却灰の資源化計画には、図-1の資源化量に加え、世田谷清掃工場のガス化溶融炉で生成される溶融スラグとして、令和3年度から令和7年度まで毎年0.4万トンを経済化する計画が含まれている。

委員長：議事（1）について了承として良いか。 →了承

（2）パブリックコメント意見概要及び清掃一組の考えについて

事務局：【検討資料3・4】を用いて説明。

（質疑応答なし）

委員長：議事（2）について了承として良いか。 →了承

（3）議事（1）・（2）以外の変更箇所について

事務局：【検討資料5】を用いて説明。

委員：28ページの図8-1について、黄色で塗られた部分はどのように変更されたのか。

事務局：原案の「下水道排除基準」から「下水排除基準」に修正した。

委員長：議事（3）について、計画最終案を了承として良いか。 →了承

委員長：その他、文言の整理等は事務局にて対応させていただく。

議事 2 その他

委員長： 委員の皆様には、平成 30 年 5 月の第 1 回から本日の第 7 回までおよそ 2 年半に渡る審議を通して、様々な御意見・提案を賜り、感謝を申し上げます。

本日をもって、委員会の審議は全て終了となるが、いただいた意見を真摯に受け止め、本計画で掲げる目標の実現に向けて清掃一組一丸となり取り組んで行く所存であるので引き続きご協力をお願いしたい。

以上